

## 質問回答

平成 26 年 7 月 29 日

「( 案件名 ) インド国タミル・ナド州投資促進プログラム実施促進 ( 2014 年度 ) 【有償勘定技術支援】」  
 ( 公示日 : 2014 年 7 月 16 日 ) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 7 ページ目の「 6 . 成果品等 ( 2 ) タミル・ナド州投資促進プログラム進捗状況報告書」について	提出時期が「各計画モニタリング委員会開催前」までとなっており、4 回の同委員会開催に合わせて 4 回の報告書提出を求められると理解できません。一方、5 ページ目から始まる「 5 . 業務の内容」の中では、本報告書は第一次現地業務の後に一度だけ作成するようにも読めます。どちらが正しい理解であるか、ご確認をお願いします。	記載の誤りです。4 回の同委員会開催に合わせて 4 回の報告書提出を想定しています。 「 5 . 業務の内容 ( 3 ) 1 ) 」は「現地業務を踏まえ、各政策アクション、サブプロジェクトの進捗状況、今後の工程、生じている課題と対策等を取りまとめた「現地業務結果報告書( 和文、英文 ) 」を作成し、JICA 南アジア部南アジア第一課及び JICA インド事務所に活動結果を報告する。」とご理解ください。
2	同上	関連して、「 5 . 業務の内容」の中には、各計画モニタリング委員会開催前までに「 Quarterly Progress Report 」を作成する旨が記載されています。同 Report は上記の「タミル・ナド州投資促進プログラム進捗状況報告書」と同一のもの ( 英語版 ) という理解で宜しいでしょうか。	「 Quarterly Progress Report 」は計画モニタリング委員会で使用するための、各政策アクションの進捗状況を各 2~3 行程度に要約した資料とご理解ください。 「タミル・ナド州投資促進プログラム進捗状況報告書」においては、より詳しい進捗状況や課題等についての記載を想定しています。